

令和4年2月25日

豊明市立小中学校 保護者の皆様

豊明市教育委員会教育長
伏 屋 一 幸

学校教育活動の対応の変更について

日頃は豊明市の教育活動にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

現在、「愛知県まん延防止等重点措置」の発出を受けて感染対策を実施しているところですが、豊明市立小中学校における対応について、下記のように変更します。引き続き感染対策を十分に行いながら教育活動を進めてまいります。ご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

記

【登校について】 (変更なし)

- (1) 同居家族等も含めて毎日の健康観察を実施し、児童生徒に発熱や倦怠感、喉の違和感等のかぜ症状が見られる場合、登校させないでください。
 - (2) 同居家族等に同様の症状が見られる場合、児童生徒の登校は控えてください。
 - (3) 児童生徒の同居家族等が濃厚接触者に特定された場合（濃厚接触の疑いがあるとして所定の期間自宅待機することになった場合を含む）、当該家族が無症状で3日間経過又は検査で陰性が判明するまでは児童生徒の登校は控えてください。
- ※ いずれの場合も出席停止とし、欠席扱いにはなりません。

【教育活動上の対応について】 (下線部は変更箇所)

- 以下の教育活動について、十分な距離を確保できる活動については再開する。十分な距離を確保できない場合は引き続き行わない。
- ・ 各教科に共通する活動として「児童生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等」及び「近距離で一斉に大きな声で話す活動」
 - ・ 理科における「児童生徒同士が近距離で活動する実験や観察」
 - ・ 音楽における「室内で児童生徒が近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏」
 - ・ 図画工作、美術における「児童生徒同士が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動」
 - ・ 家庭、技術・家庭における「児童生徒同士が近距離で活動する調理実習」
 - ・ 体育、保健体育における「児童生徒が密集する運動」や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」

【部活動について】 (豊明市独自) ※1月17日配付文書から変更はありません。

- (1) 3月11日(金)まで部活動を中止する。
- (2) 中止期間中は、練習試合や公式戦を含めて参加しない。

※ 国や県から新たな指示が出た場合や、今後の感染拡大の状況によって対応を変更する場合がございますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

【 問合せ先：豊明市教育委員会 学校支援室 電話 92-1292 】